

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成23年9月9日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

9月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第38号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、本保加津枝委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第39号の審査	12
質疑（弘豊委員）	
議案第44号の審査	14
質疑（山崎雅数委員）	
採決	15
閉会の宣告	15

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年9月9日(金) 午前10時 1分 開会
午前11時14分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳	副委員長 嶋野浩一朗	委員 本保加津枝
委員 弘 豊	委員 山崎雅数	委員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
保健福祉部長 福永富美子 同部次長兼国保年金課長 堤 守
同部参事兼高齢介護課長 山田雅也 保健福祉課長 前野さゆみ
同課課長代理 丹羽和人
高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子
障害福祉課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件

議案第38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第39号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第44号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。昨日の本会議に引き続いての委員会、大変ご苦労様でございます。

本日は、一般会計補正予算(第2号)所管分等々についてご審査いただきますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第38号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

福永保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、保健福祉部の所管する事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計補正予算書6ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金700万円は、住民組織、NPO等と協

働して実施する日常的な支え合い活動の体制づくり支援を目的とします、地域支え合い体制づくり事業補助金でございます。

また、同じく発達障害アセスメント支援事業補助金30万円は、発達障害の判定に使用する庁用器具費に対する補助金でございます。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金1、954万6,000円は、平成22年度介護保険特別会計決算に伴います一般会計への返還金でございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の増額は、歳入でご説明いたしました地域支え合い体制づくり事業補助金で、要援護者支援システム構築、ふれあいリビング補助金及び仮称地域福祉活動支援センターの備品購入に係る経費でございます。

目5、老人医療助成費及び目6、障害者医療助成費では、平成22年度分の医療費の精算に係る府費返還金を計上いたしております。

目7、障害福祉費では、更生医療費の精算に係る国庫・府費返還金及び発達障害の判定に使用する庁用器具費を計上いたしております。

以上、保健福祉部の所管分に係る補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。

○森内一歳委員長 説明が終わり、質疑に入ります。質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、数点、質問させていただきます。

まず、地域支え合い体制づくり事業補助金の中から歳出で組まれます、補正予算書では、8ページ、9ページのところ

の要援護者支援システム構築委託料が500万円ということでありますけれども、これの詳しい中身ですが、こういったシステムになって活用、運用がどのようにされていくのかというふうなことをまず教えていただきたいと思えます。

次に、障害福祉費の庁用器具費にかかわってなんですけれども、先ほども説明がありました発達障害アセスメント支援事業補助金の中から購入される発達診断にかかわる器具なんですけれども、ちょっとお伺いしましたら、日本版PEP-3の自閉症・発達障害児教育診断検査ということでお聞きしたんですが、この診断器具をどのように活用されていかれるのか。

また、この器具を選ばれているのは、そもそも大阪府の補助金でそういう対象になっていたのか等について詳しくお聞かせいただけたらと思えます。この購入される器具がどのようなものであるかというようなことも説明していただけたらと思えます。

以上、2点お願いいたします。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、弘委員のご質問に対してご答弁させていただきます。

1点目の、どのような使用目的で器具を購入されるのかという件でございますが、発達障害児の専門療育の実施に当たりましては、個別の発達の状態をアセスメントする必要があります。

ただ、実際の発達の検査の場合でしたら、その指数がわかるのみで、なかなか専門療育の支援の中に生かすというのが難しく、実情日々の支援で苦慮する場合というのがございますので、このような発達障害のアセスメントの検査用具を使うことによって、日々のアセスメント

の支援の状況に生かせるようにということを中心に、発達障害の検査の用具の購入を考えております。

今回の発達の検査の用具でございますが、一応、大阪府が想定しております検査用具を購入の目的としておりまして、先ほど弘委員からもお話がありました日本版PEP-3自閉症・発達障害児教育診断検査というものでございまして、その特徴といたしましては、年齢が若い未就学児の方が主に対象になるということもございまして、質問紙的なものではなくて、子どもが楽しく遊んでいる中で、子どもの発達を検査できるというような用具でございます。

実際にそれを使われる方が、そういう心理関係の方でなくても使える用具というようなことを聞いておりますので、こちらのほうが適切に運用できるのではないかと考えております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 ご質問の要援護者支援システムの構築の内容及び活用、運用についてお答えいたします。

災害時の要援護者については、行政として把握しておく必要があると思っております。現在ではひとり暮らし高齢者とか介護認定者は、高齢介護課、障害児とか障害者は障害福祉課でそれぞれ情報を持っております。

そこで、災害時となりますと、やはり名簿の一本化というようなことは必要なことかと思っておりますので、まず要援護者の台帳を作成するシステムを構築しようと思っております。運用等については、これから防災管財課と一緒に検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この要援護者支援システムの関係なんですけれども、先にお尋ねし

たいのが、まず500万円という予算なんですけれども、これはこの名簿のシステムを作成する、こういうところに充てられるというようなことなんだろうと思うんですけれども、今回こういうのをつくって、500万円というこの予算が妥当なのかどうなのかということと、これから活用していくというようなことになりましたら、それ以後、このシステムのいろんなメンテナンスや改良みたいな、そういうようなことが必要になってくるのか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

また、高齢者、障害者、それぞれの所管のところで、いわゆる要援護者の把握というのは、これまでもかがやきプランやいろんな計画の中にも記されていて、取り組まれてきているというふうには思うんですけれども、それとの関係で、更に必要度というようなことで言いましたら、どういったことを想定されているのかというようなことについて、全庁的にそういった支援体制を強めていくということは、今回震災の経験から、また災害対策についても抜本的な強化をとというようなことで私どもも考えているんですけれども、その辺、具体的な中身をもう少し突っ込んでお聞かせ願えたらなというふうに思っております。

それから、発達障害のこの検査器具にかかわってなんですけれども、私もどういうものかちょっとイメージがしにくくて、一度聞いていろいろと調べたりしてみたんですけれども、確かに自閉症児、またADHDやアスペルガー障害などといった子どもたちに対する療育を進めていく上で、心理士の助けも要るし、その心理士がきちんと十分に配置されてなくても、やっぱり保育士や療育にかかわる人たちが支援していく中で、こうした器

具も必要なんだなというふうに感じました。調べていく中で、確かに有効な器具だということでも紹介されてたんですけども、一つ気になったのが日本版PEPということで、海外のほうで開発されて日本のほうで翻訳して、この器具と説明書とそれぞれあるようなんですけれども、やはり専門的な言葉やいろんな指示と言いますか、そういうのが翻訳の段階でちょっとわかりにくくなっている。

また、文献によっては間違っているんじゃないかというふうなことで、発達の段階を見誤るみたいなことがあるのかなというふうなことを見受けたりもしましたので、その点、すべてにおいて正確なのか、パーフェクトな器具ではないのかなというふうなことも感じましたので、使用の際には、そういったこともきちんと把握もして理解もしてやっていくのが大事なかなと思っておりますので、その点については、この場で言っておきたいというふうに思います。

以上、1点目の要援護者の関係で答弁をお願いします。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 先ほども申しましたが、ひとり暮らしの方とか要介護認定を受けておられる方は、高齢介護課が持っているシステムで把握していて抽出はできます。障害児、障害者のほうも、障害福祉課が持っているシステムで出せるんですけれども、どうしても地域に願いまするときなどは、重なっておられる方がおられますので、それを一本にしないといけないという状況にありますので、そうするためのシステムというふうに考えております。

○森内一蔵委員長 できたら具体的な内容を聞いておられるのでお願いします。

前野課長。

○前野保健福祉課長 要援護者としての対象者は、65歳以上の単身世帯と高齢者のみの世帯、介護認定の3、4、5の判定を受けておられる方、療育手帳AとB1を所持する方、身体障害者手帳1、2、3級を所持する方で、今の要援護の対象者として抽出する予定をしていますが、先ほど申しましたように、それぞれの情報は担当課が持っておりますので、今のシステムでは無理ですので、名寄せをして一本化していこうと思っております。

どう活用するかと言いますと、災害時に地区の民生委員や自治会等で確認いただかないと、行政だけでは確認できないと思っておりますので、対象者名簿を出すときに、どこにそういう方がおられるかという名簿を出さないといけないと思っております。名簿の出し方の運用については、これから防災管財課と詰めていく予定をしております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 今のお話でしたら、高齢介護課、障害福祉課と2本それぞれシステムがあって把握しているというわけですよ。それが一本になる。確かに一本化していくほうがよりいいというふうには思うんですけれども、2本であることがそれほど障害になるのかなというふうなこと、3本も4本も多岐にわたって情報が細切れになっているというふうなことであれば、それはなかなか把握できないなというふうなことなんですけれども、障害福祉課、高齢介護課だけでいったら、今もシステムがないわけではないですよ。あるというふうな中で、更にこれを強めていくというふうなところが少し必要度というところで伝わってきにくい感じがしてくるんですが、そのあたりと防災管財課との連携、新たにつくられるシ

ステムというものが、こういうものであるというようなことが、もう少し何かしら詳しく出てこないかと思うんですが、どうでしょうか。

○森内一歳委員長 福永部長。

○福永保健福祉部長 弘委員のご質問の中で、今2本ではないかというご質問があったんですが、実は要介護認定を受けておられる方、それからひとり暮らし高齢者の方、この情報につきましては分かれております。そういう状況でございます。それから、障害者手帳をお持ちの方、これはまた障害福祉課のほうでございます。

それで、要援護者という範囲を決めるときに、一応先ほど前野課長が説明いたしましたような範疇でということ申し合わせましたが、実は乳幼児、それから妊婦、この方たちも実際の災害時には要援護者となるということを認識しております。妊婦や乳幼児につきましては、保健福祉課がシステムとして持っております。

今のところ、保健福祉部の中でそれぞれが持っている情報をエクセルに落としまして名寄せをいたしております。今申し上げた妊婦や乳幼児については、今回の名寄せにはとりあえず載せていないんですが、名寄せをして、先ほどご説明申し上げた障害者手帳をお持ちの方と要介護認定を受けておられる方、ひとり暮らしの方だけでも約6,000人弱の方がいらっしゃるようで、地域によって小学校区ごとに分けてみているところなんです。かなりのばらつきがございます。

その名寄せをして、今回のシステムにのせるところの最大のメリットは、その情報を校区ごと、あるいは自治会ごと等の細かく分けた地図情報に落とせるというところがございます。名簿プラスそ

の地域の地図に、この地域には、この家にどういう方がいらっしゃるという情報が落とせるというところで、実際に災害が起きましたときに、安否確認を即しないといけないというときに、このシステムで各地域の担当の方にお問い合わせするというところでございます。

名簿そのものはそれぞれが持っておりますし、今申し上げたようにエクセルに落とせば名寄せはできるんですが、それが地域の地図に落とせて、地域で民生委員や自治会長等々に確認していただける状況になる、というのが今回のシステムの最大のメリットと考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 3月の大震災以降、こうした要援護者支援システムというようなことが必要ではないかということで、各自治体でもう既にはじめられておられるところもあって、調べてみましたら自治体ごとでそれぞれ取り組み方も違うのかなというふうなこと、予算の組み方とか、またこのシステムをつくるのをまるまる委託してとか、緊急雇用の制度を使ってそういう情報を集めたりしているとか、そういうものを見たりしていて、摂津市ではどういうふうなシステムになっていくのかな、どういうつくり方、使い方をされていくのかなというようなことが気になりましたので質問させていただきました。

今お答えいただいて、障害のある人、高齢者、妊婦や乳幼児というようなことで、それぞれの家庭でどういう人たちが暮らしていて、そういうことを把握して災害時に対応していこうということなんですけれども、きのうの本会議で渡辺議員が言っていた個人情報というようなことを言いましたら、このシステムの中に入っている情報なんかも、しっかりと外

に流れることなく守っていくのも必要ということもあると思います。

そういった意味でそのメンテナンスだったりセキュリティであったり、そういったことも含めて、ある意味500万円といった予算にもなるのかなと思うんですが、先ほど2回目のときの質問で、今回は500万円ということでの補正なんですけれども、今後、継続してこういうシステムというのは維持費がかかっていくのかなということを思えば、そういうのがどれくらいになるのか、試算が今もできていたようにしたら、最後にそれだけ聞かせていただければと思います。

○森内一歳委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 このシステムの今後のメンテナンスの費用等についてなんですけれども、今弘委員のほうからありましたように、既に要援護者システムとしてはたくさん実績がありますので、システム自身は安定したシステムが入られると思っています。

メンテナンス費用としましたら、地図情報を使いますので、これの更新費用が発生するぐらいというふうに思っております。あとは通常のメンテナンス、保守管理委託料等々で運用は図れるというふうに思っております。

○森内一歳委員長 ほかに質問ございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では続けて、同じ2つなんですけれども、私はわからなかったのでお聞かせいただきたいと思います。

最初、この要援護者システムで名簿をつくるということで、名簿をつくるだけだったら高齢者データを入れてファイリングしたら終わりじゃないか、何で500万円もかかるんだと私は思っていたんですけれども、部長の説明で名寄せをし

て地図情報に落としてということで、金額のほうはわかりました。

その次に、ランニングコストのことで、地図更新ぐらいという話でしたけれども、このもとのデータの方、要援護者そのものの転居、死亡などいろいろ毎年ありますよね。こういうのも全部入れていかないといかん、更新せないかんのではないのでしょうかね。こういったことも、どうなっているのかというのが1点。

それから、管理のことですが、高齢介護課、障害福祉課、それから防災管財課とも連絡して、これ全部みんな災害のときに、どこからでも見られるんですか。それともどこかで管理するんですか。どこかしか見られないんですか。その管理とか閲覧、防災、災害のときに働くんだと思うんですけれども、どういうふうな管理をされるのか。この2点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、庁用器具のADHDですとか知能障害、発達障害のテスト、私の娘もありますので、吹田やら大阪やらしょっちゅうテストに行くんですけれども、目が見えないので、なかなか手でさわられるものしか使えないんですが、これ使われるということで、いつも障害の判定に使うんですけれども、これを要するに大阪府内では、今住吉区しかないんですけれども、そこまで行かずに摂津市で判定ができるというようなことにつなげるおつもりなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、山崎委員の質問にお答えしたいと思います。

具体的に発達障害の庁用器具のほうに関しましては、今想定しておりますのは、障害児童センターのほうでの利用を考えております。先ほども山崎委員からもお

話がありましたように、実際に心理検査を受けるのは特定の場所でないとできませんので、日々の子どもの発達の支援のときにどのような支援をしていくのかというのが課題にもなっております。実際にかかわられる保育士なりの支援者の方が一定簡易な研修等を受けることによって、その方の発達の状況が把握できたら、よりよい日々の支援に生かせるということが目的で今回こういう購入のほうをさせていただくというふうに考えておまして、実際の利用につなげていけたらなと思います。

特に、対象の年齢が大体想定されておりますのが2歳から7歳くらい、未就学児のほうになりますので障害児童センターのほうが一番適切ではないのかなと考えております。

○森内一蔵委員長 それと、判定のほうは市でというような話があるんですが、その点についてどの辺までの範囲でできるかということですね。

吉田課長。

○吉田障害福祉課長 具体的な判定ということになりますと、やはりなかなか発達障害のアセスメントの検査を使ってということだけでは、日々の発達障害の方の支援のための判定の部分ではできますが、心理士の方がしている部分までできるかということになると、ちょっと難しいんじゃないのかなというふうには考えております。

○森内一蔵委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 それでは、要援護システムの更新と情報の管理についてご説明させていただきます。

更新につきましては、この情報自体がやはり非常に移り変わりが激しいので、半年ないし4か月に一回くらいは更新しなくちゃいけないというような作業が必

要になってくるかと思われまます。

それで、更新につきましては、都度、業者に来ていただくという費用がかかりますので、先ほど申しました各情報につきましては、エクセルのデータで抽出して、それをシステムに入れていって、読み合わせできるようなことを配慮したシステムをできるように、今打ち合わせをしているところでございます。

管理についてですけれども、基本的には災害時を想定しております、電子データですと停電等がありますと出にくいので、3か月、4か月ごとにペーパーにして出して保管という形を考えております。
○森内一歳委員長 それと、災害時にその利用方法、課と部、複数になりますので、そのときの利用方法を聞かれていますので、その点についてお答えください。

丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 当面、これは行政のほうが必ず持つておかななくちゃいけない情報と思っておりますので、保健福祉部のほうと防災管財課のほうには必ず配備したいと思っております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 よくわかりました。そうすると、お金のほうは半年ごとに要らないんですか。日々職員がデータを入れられるとかいうことであれば経費的にはかからないでしょうけれども、半年ごとに誰かがここに座って何かをやる、ということになれば経費が要らないのかなと思ったりもするんですけれども、またその辺も聞かせてもらえたらなと思います。来年からのランニングコストというのが要るのか要らないのかということをお聞かせ願います。

それと、庁用器具のほうは、今権限移譲でいろんなことが市でできるよという

ような話がありますけれども、別に受ける必要もないと思うんですけれども、やっぱり地元で手帳交付、療育手帳の判定と交付とかができるようになれば、大阪市内の南の端まで行かんでも済むのかなという気はちょっとするので、それはできないということになるのかなと、わかりましたけれども、ぜひ役に立てていただきたいと思っております。これは要望です。

○森内一歳委員長 あと、ランニングコストについて答弁願います。

丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 ランニングコストにつきましては、一般的なシステムの保守管理委託料としてみていただく部分だけを考えておまして、基本的にはその更新の頻度、これにつきましても今後検討の余地がありますけれども、年数回、職員で情報をシステムに入れてというふうに考えておりますので、それに対する費用というのは発生しないというふうに考えております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 今もほかの委員からいろいろご質問がありましたけれども、要援護者支援システムにつきまして、このシステムの活用の実施予定ですね、今お聞きしておりましたら、人数も6,000人弱、プラス妊婦、乳幼児の方も入れて各課で掌握しておられるというものを一本化していくということですので、日にち的には作業日程がどのようになっていくのかということですね、委託されるので、その辺は期間を決めてお願いされると思うんですけれども、このシステム活用の実施をいつごろに考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、ふれあいリビング補助金の分に

つきましては、設置場所と中身がどのようなもので、この50万円の予算でされるのかお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの発達障害のための判定器具についてですけれども、障害児童センターに設置されて、心理士でなくても取り扱いが簡単なものということで検査できるということだったんですけれども、判定後の状況について、関係者とか関係機関の方への連携は、検査したものについて活用をどのような形で行っていくのか、考えておられるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、本保委員の質問にお答えしたいと思います。

活用の方法で障害児童センターのほうを考えさせていただいておりますのは、現在のところも利用者の方の支援ということで、家庭児童相談室等の連携が密にされているというような現状がございます。

ただ、実際に支援されているのは、障害児童センターの職員の方ということになりますので、日々の支援の中でこういう検査のほうで、こういう状況があったので、こんなふうに今後かわっていくのがどうか、というような情報共有がよりしやすくなるのではないのかなと考えております。

それが、来年度以降、発達支援の事業のほうも大きく制度が変わってくる部分もございますので、よりよく生かせる形になってくるのではないのかなと考えている状況でございます。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 ふれあいリビングの件でお答えさせていただきます。

府のほうで府営住宅の集会所を増改築して、居住者や地域住民が集える場づく

りを目的に、ふれあいリビング事業を実施しておりますので、そこに市としましては、備品の設置を予定しております。場所としましては、鳥飼西、正雀の府営住宅を予定しているところでございます。

○森内一歳委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 災害時要援護者台帳の活用の今後の日程等についてお答えさせていただきたいと思います。

災害時要援護者台帳は、本年度中に作成いたします。台帳ができて、これは災害時に行政としては、即活用していくことができるというふうに考えておりますが、それ以後この台帳について先ほどありましたように、民生委員、自治会長等におろすときにつきましては、やはり個人情報の課題がございますので、同意を取ったりという作業が入ってくる、取らなくちゃいけないと思いますので、そこら辺につきましては次年度、順次考えていって、災害時にも皆さんにより多くの情報を持っていただけるような状況をつくっていったらというふうに思っております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 ふれあいリビングのほうの場所等今お答えいただきましたが、備品についてはどんな内容のものを置かれる予定になっているのか、もう決まっておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

あと、発達障害児の判定の結果の活用につきまして、障害児童センターとか家庭児童相談室で情報共有を職員がされていかれるということなんですけれども、保護者の方々に対しては、今そういうふうに実施されていることについて、日々こういう対応をしてあげたらいいですよということを、職員は情報共有することはとても大切なことでいいことだと思

ますし、ぜひ大いに活用していただいて、結果につながっていくようにしていただきたいと思うんですけれども、保護者の方のほうにはどのような形で連携して状況なり、あるいはその成果等についてきちっと連携をとっていかれるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

あと、要援護者の支援システムにつきましては今年度中ということ、あと6か月以内には実施していくということを考えていただいているとは思いますが、できるだけ早く実施できるような形でお願いしたいと思うんですが、その後、民生委員また自治会長の同意を取って、個人情報の保護等もありますので非常に難しい問題があると思うんですけれども、実際的に全市的に情報共有をしていくということについて、またそれもペーパーでされるのかですか、何らかの形でデータでされるのか、そういった点についても検討されているのかどうかということについて、予定ですね、考えておられる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、保護者のほうにどのように伝えていくのかというご質問に対して、お答えしたいと思います。

障害児童センターに通われている方、特に小さい未就学児の方に関しましては、保護者と一緒に行かれている場合もございますので、日々のかかわりの中で十分にお伝えできる機会があるのではないのかなと思っております。

また、半年ごとに支援の計画の見直しとかもございますので、一定そういう中で保護者とのかかわり、子どもと保護者のかかわりに関してのアドバイス等もで

きるのではないのかなと考えております。

○森内一蔵委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 ふれあいリビングの目的がふれあいの場づくりという形になっておりますので、そういう意味では冷蔵庫とかクーラーとかゆったりした椅子とかテーブルで、交流できる雰囲気づくりの物品を予定しているところでございます。詳細については地域と打ち合わせをしながら準備していこうと思っております。

○森内一蔵委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 要援護者システムの運用についてでございますが、同意につきましては要援護者台帳に載っている方に、これを一般に出していいかというような同意を取る必要があるかと思っております。今集めている情報につきましては、行政のほうにお預かりしている情報になりますので、これを行政以外の方に出してよろしいですかという同意を要援護者台帳に載っている方に取っていく必要があるかというふうに考えております。

出すほうですけれども、これは民生委員とか自治会長という固有名詞が出ましたけれども、自主防災組織とかいろんなケースが考えられますが、この方々にお渡しするときにつきましては、守秘義務等につきましての誓約書を逆にこちらに出していただいて、情報をお渡しするというような方法を考えております。

予定につきましては、台帳ができてから整備になりますので、できるだけ急ごうと思っております。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 要援護者支援システムにつきましては、今回東北のほうで大震災がありまして、緊急支援システムの導入も含めて、やはり大きく注目されて

いるような中の一環の事業ではないというふうに思っておりますので、大変な人数であり、またその掌握も大変だと思えますが、それ以上にまたご本人の同意を取っていくという大変な作業があると思えますので、この辺はしっかりと日程を決めていかないと限られた職員、また体制の中で実施をされるわけですが、せっかくいいシステムが構築できたとしても、それを実際的な場所で活用することができない、あるいはそれが非常に遅れるということになりましたら、せっかく努力して取り組んでいただいてもその成果が無駄になったりすることが起こってはなりませんので、何としてもこれは進めながら委託されている間に、しっかりと6か月以内にできるだけ早急に仕上がるように促していただくと同時に、あわせて本人の同意を取っていくことと、お話に出ておりました地域のそういった関係各位に、事前にきちんとかういうことをやっていきますということで、日程等も予定であってもしっかりとご認識をいただくように周知していく、あるいはこういったことが一日も早く活用できる体制を、ともに考えていただくというような働きかけをするなど、こういった情報の一本化で弱者と言われる人たちをしっかりと守っていかうと市の取り組みについてご認識をいただいて、ご協力をいただけるような形もまたしっかりととっていただきたいと思います。

それと、ふれあいリビングのほうの備品等については、今後打ち合わせをしていくということですので、ぜひしっかりと打ち合わせをしていただいて、本当に必要なもの、足りないものということについてよく話し合いの後、喜んでいただけるような形できちんと支給のほうをお願いしたいと思います。

発達障害児の方の判定のあり方、各ご家庭への周知の仕方、また連携のとり方については、今お答えいただきましたように日々接触をされていることで、未就学児ということですのでお伝えをいただける。

ただ、1対1ではないと思えますので、なかなか日々お伝えするということが難しいかなと思えますけれども、その辺の体制づくりということにも限られた方で運営されているのは大変だと思えますけれども、できるだけスムーズにそういったことが進められるように、何らかの工夫をして取り組んでいただいて、せっかく導入されたものがきちんと活用されるように、発達障害児のお子様また保護者の方に喜んでいただけるような形にぜひしていただきたいと思えますし、6か月ごとに見直しをされているということですが、6か月間というと、子どもの発達というのは非常に早いものがあると思えますので、やはり今おっしゃったように、日々の触れ合いの中でしっかりお伝えをしていって、発達障害児について接触の仕方、その子どもに対する保護の仕方というのが、まず周囲の方に知っていただくことが大事であるということと、その前にはやはり保護者の方がよくご自分のお子様の状況を知っていただくということが何よりも大切だと思えますので、こういった機会を通して、こういった形でより充実した発達障害児の支援ができるかということについても、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 要援護者支援システムのことにつきまして、先ほどから各委員の皆さんが質問されまして、丁寧なご答弁をいただきましたので内容はよくわ

かったんですけれども、1点お聞かせいただきたいなと思うんですが、この要援護者台帳に載ってくる対象の方のお話なんですけれども、例えば今回の東日本大震災でありますと平日の昼間に発生いたしており、その時間帯でみると、要援護者台帳の対象に載ってくるだろうといわれる世帯が出てくると思うんです。

例えば、ご高齢の方がおられまして、仮に息子夫婦と同居されておられた。世帯でみると対象になりません。しかし、平日の昼間ということだけみると、息子と奥さんは働きに行かれていて、その時間帯だけみると、要はそれは高齢者単身世帯と同様であるという場合が出てくるのではないかなという気がするんです。そういったケースは、今回その名簿に載ってくるのか、まずその点について一回お聞かせいただきたいなと思うんです。

○森内一蔵委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 その点につきましては、手挙げ方式ということをお市も考えないといけないなと思います。と言いますのは、台帳だけで抽出して出てこない方でも、私助けてください、台帳に載せてくださいというようなご要望があれば、嶋野委員がおっしゃったようなケースでありましても、昼間はちょっと世帯がいてないんや、1人やねんというようなことであれば、その台帳に加えるような方式も考える必要があるかということで検討を進めております。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 よくわかりました。

こういうケースもありますし、例えば学童保育に本来入れたいんだけど入ることができなかつた、特に1年生ぐらいですと、子どもは判断できないこともあると思いますので、今課長代理から手挙げ方式という言葉いただきましたので、

ぜひ実践的な名簿、システムをつくっていただきますことを要望させていただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○森内一蔵委員長 再開いたします。

議案第39号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 1点お聞かせいただきたい件があるんですけれども、この介護保険特別会計補正予算の第1号で10ページ、11ページ、歳出の一般管理費、消耗品費で29万9,000円が上がっているんですが、きのうの本会議の際に、これは、介護従事者処遇改善臨時特例基金を利用して制度の啓発のグッズを購入する費用ということの説明されていたと思いますが、この介護従事者処遇改善臨時特例基金は、年度末までということで、そちらを今年度中に取り崩すんだというようなことなんだと思うんですけれども、その利用の仕方として、こうしたものが妥当なのかという点を感じていまして、今回そういうふうに使われる経過と、これまでこの基金がどのように使われてきているのかということとあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 まず、介護従事者処遇改善臨時特例基金の内容についてご説明させていただいて、その上で今回の補正の内容についてお答えしたいと思います。

この特例基金については、平成21年度介護報酬の改定がございまして、介護

従事者の処遇の改善を図る目的で、平均3%の増額が行われたということで、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するというところで、国のほうで平成20年度中に各市町村に交付金が交付されて、それをもって基金を創設したというものです。

本市におきましては、保険料の軽減分として約3,600万円が交付され、それと同時にその他分ということで、制度の周知等の事務経費ということで310万1,000円が交付されております。

この保険料軽減分については、当然、第4期の保険料の算定の際にそれを盛り込んで抑制に使っておるといことなんですが、残りの事務経費ということで交付された310万1,000円については、平成21年度から平成23年度に振り分けて、それぞれ制度周知の事務経費に充てておるところです。

ところが、平成21年度、平成22年度に若干の余剰金等が生まれております。それから、基金の利息等も若干ですが生まれておりました、今回の補正で昨年度から繰り越してきた余剰金と利子等を全額繰り越した上で、一たん基金に積み戻しまして、それを全額取り崩すというような予算組みを行っております。ということで、今回の29万9,000円については、介護保険の制度、あるいは介護従事者の処遇改善の交付金の制度についての周知のための事務経費に使うようにというような目的を持ったお金ということで、限定されております。

そういう中で、消耗品ということで歳出の予算を組ませていただいたんですけども、これにつきましては、現在第5期の計画の策定に向けて、いろいろとアンケート調査であるとかヒアリングであるとかも行ってありますが、やはり介護

保険の制度あるいはサービスの内容の周知というのが、なかなか必要な方に伝わっていないというようなこともございます。制度周知が非常に課題ということになっております。

そういう中で、従来から介護保険の制度案内の冊子、これも交付金の一部活用をして作成したりとか、あるいはサービスの正しい利用というようなことで、冊子をこの基金を活用して作成して配布したりもしているんですけども、今回の補正につきましては、今考えておりますのは、いろんな利用者の方、ご家族の方の希望の中で、市内の事業者がどんなところがあるんだとか、どこにあるんだとかというような問い合わせもよくありますので、事業者を紹介する冊子であるとかマップでありますとか、そういうところに、この介護従事者の処遇改善の趣旨も入れ込みながら手づくりでつくったものと、それからこういう消耗品で買えるような冊子などとあわせて配布できればいいのかなと。あるいはそういうのを配るときに冊子だけじゃなくて、手に取っていただきやすいようにクリアファイルのような消耗品を購入しまして、一緒に配布すればより効果があるのかなということで、検討して予算を要求させていただいているところでございます。

○森内一蔵委員長 それと、これまで基金としてどういうふうなことをやっていたかという用途をお聞きですので、その辺もお答えください。

山田参事。

○山田保健福祉部参事 保険料軽減分については言いましたように、軽減に充てているということですが、平成21年度には先ほどもご説明しましたような2種類の冊子を購入しまして、一部郵送ということでサービスの利用者の方に郵送し

ております。郵送の費用もこの基金で活用しておりますし、郵送のための封筒の作成の費用にも充てております。

平成22年度につきましては、同様に制度全般の冊子、それから住宅改修とか福祉用具に特化した冊子、それから被保険者証と一緒に送るような小さな冊子とかを購入して配布しております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この基金の名称が、介護従事者処遇改善臨時特例基金ということで、そういう名前がついているので、介護労働者の処遇を少しでも上げるための目的で組まれた交付金でつくられている基金だというふうに理解をしていますけれども、この摂津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を見ましたら、処分の方法で使うのは介護保険料の急激な増加を抑える、増額しないようにというようなことでのそういうことと広報啓発、また保険料の賦課徴収に係る電算システムとかそういうようなことが書かれていて、私も改めてこれを見てそうなんだなというふうに認識しているんですけども、交付金は去年で終わっていて、基金もこととして終了ということになるに当たって、もともとの趣旨であった介護従事者の処遇改善ということは、一定3%ほどの介護報酬の引き上げによってあったのかなと思うんですけども、今後のことと言ったら、もちろんこれは国の方針なりが大きくかかわってくるわけなんですけれども、どうなっていくのかなと不安になりますし、結局急激な保険料の引き上げというのは、この2年3年基金が使われたけれども、来年以降はなくなって保険料の引き上げにつながっていくのかなと、今回この議案が出て調べる経過の中で改めて感じたところなんですけれども、この消耗品の使われ方の部分につきまして

は、山田参事が言われたようなことになってくるのかなというふうに思うんですが、利用者の方に介護保険の制度のこと、その中身についてやっぱりしっかり知っていただくことも大事だと思いますし、そもそも保険料の引き上げにつながらないためにというふうな、そういった意味合いでもあって組まれている基金でありますから、少しでも市民の、また介護保険利用者の方たちのためになるようなことになっていくことを本当に願っているところです。

今後、第5期計画がつくられていくというようなことで、国に対しては、今回もこの交付金がなくなりましたよというようなことだけではなくて、その制度そのものが今後本当に持続していけるのかどうか、この間のいろんな政府の審議を見てみたら、必ずしもこの介護保険制度がいい方向に進んでいくというふうにはみえてこないんで、市としても現場のほうから、また改めてこの介護従事者の基金はなくなりますけれども、かわるものがないのかどうか、保険料引き上げに、急激な引き上げは一定抑える役割をこれが果たしてきたのかなというふうに思いますけれども、でもやっぱり保険料の引き上げというふうなことには、この間なってきたますから、その辺のところを今後の仕事の中でまた声を上げていていただきたいなと思います。私からは以上です。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時7分 再開)

○森内一蔵委員長 再開いたします。

議案第44号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 この条例改正なんですけれども、兄弟姉妹が入って明確化してくるといふふうなことで、いいのかなと思うんですけれども、現行の「遺族を先にし」というのがなくなってしまうんですけれども、これまで遺族という解釈がどういったものになっているのか、兄弟姉妹は3番目に入っていて、その上の順位の人がいなければ当然兄弟姉妹も弔慰金がいただけるという話になるんでしょうけれども、配偶者のご兄弟とか内縁の妻ですとか、そういったことがこれまで取り扱いになっていなかったのかどうか分からないんですけれども、これを変えることによって、取り扱いが変わる方が出ているとかそういうことにはならないのかと、疑問があったもんですから、

「遺族を先にし」という言葉がなくなってしまうのはどうかなと思ったんでお聞かせいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 丹羽課長代理。

○丹羽保健福祉課長代理 山崎委員の弔慰金の支給等に関する条例の改正の質疑についてご説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、3月11日の東日本大震災にあわせてということで改正されたわけですが、あわせて第4条、弔慰金を支給する遺族についても整理させていただいたところでございます。

見直しをしたところは文言に含めて、その範囲と、「次に掲げるとおり」ということになっておりますが、基本的には法律のほうに入っておりますので、それに準じて文言の整理等を行ったというふうな程度でご理解いただけたらと思っております。

先ほどありました事実婚、内縁の妻と

かにつきましても、上位の法律できちっと明記してありますので、そこでカバーできるということで調整した程度でございます。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。ほかにはないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○森内一蔵委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第38号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時14分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 山 崎 雅 数